

障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。
「届出」欄： 都に届出を行っている
「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（※算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

自立訓練（生活訓練） 施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
地方公共団体が設置している場合		965/1000	地方公共団体が設置する指定自立訓練事業所等の場合			
定員超過利用減算		70/100	（１）１日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の150% ②定員51人以上：（定員－50）×125%＋75 （２）過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 （注）定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合 【宿泊型自立訓練の場合】 （１）１日の利用者の数が月の数を超えた場合 ①定員50人以下：定員の110% ②定員51人以上：（定員－50）×105%＋55 （２）過去3か月の利用者の平均利用者数が定員の105%を超えた場合			
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間			
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算			
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算			
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算			
自立訓練（生活訓練）計画未作成減算	自立訓練（生活訓練）計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	自立訓練（生活訓練）計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算			
	自立訓練（生活訓練）計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	（イ）が適用された月から3か月以上連続して自立訓練（生活訓練）計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算			
標準利用期間超過減算		95/100	事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間（2年。長期入院・入所をしていた障害者は3年）を6か月以上超える場合に減算			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1% [10%] を減算 (☐ 内は宿泊型自立訓練)	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算			
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1% を減算	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			
業務継続計画未作成減算		所定単位の1% [3%] を減算 (☐ 内は宿泊型自立訓練)	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 ※ただし、令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。			
情報公表未公表減算		所定単位の5% [10%] を減算 (☐ 内は宿泊型自立訓練)	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。			
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(Ⅰ)	5 1 / 日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。			
	(Ⅱ)	4 1 / 日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。			
高次脳機能障害者支援体制加算		4 1 / 日	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上あって、高次脳機能障害支援者養成研修を終了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合			
サービス管理責任者配置等加算 (共生型自立訓練（生活訓練）事業所のみ)		5 8 / 日	以下の要件をいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た場合に算定 ①サービス管理責任者を1名以上配置している ②地域に貢献する活動を行っている			
福祉専門職員配置等加算 (☐ 内は宿泊型自立訓練の場合)	(Ⅰ)	1 5 / 日 [1 0 / 日]	常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所に算定			
	(Ⅱ)	1 0 / 日 [7 / 日]	常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所に算定			
	(Ⅲ)	6 / 日 [4 / 日]	生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所に算定			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
ピアサポート実施加算		100／月	アからイまでのいずれにも該当するものとして知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修終了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算 ア 障害者ピアサポート研修修了者を指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者として2名以上（当該2名のうち少なくとも1名は障害者等とする。）を配置 イ アに掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている			
地域移行支援体制強化加算		55／日	宿泊型自立訓練事業所において、地域移行支援員を利用者15人に対し1人以上配置し（1人以上は常勤）、当該地域移行支援員が以下のサービスを実施した場合に算定 ①利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供 ②共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整 ③地域生活への移行後の障害福祉サービス利用のための相談支援事業所との連絡調整 ④地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援 ⑤その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援			
初期加算		30／日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内について加算			
欠席時対応加算		94／回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合に算定（月に4回まで）			
医療連携体制加算	(Ⅰ)	32／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合			
	(Ⅱ)	63／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合			
	(Ⅲ)	125／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合			
	(Ⅳ)	800／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が1名の場合			
		500／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が2名の場合			
医療連携体制加算	(Ⅳ)	400／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が3名以上8人未満の場合			
	(Ⅴ)	500／日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算			
	(Ⅵ)	100／日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に算定			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
個別計画訓練支援加算（Ⅰ） （宿泊型自立訓練を除く）		47／日	次のすべてを満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所が、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に算定 ① 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が個別訓練実施計画を作成している ② 個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練（生活訓練）を行うとともに、利用者の状態を定期的に記録している ③ 個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて見直しを行っている ④ 個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を従業者により共有している（指定障害者支援施設等に入所する利用者） ⑤ 指定自立訓練（生活訓練）の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービス等の事業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している（④以外の利用者） ⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。			
個別計画訓練支援加算（Ⅱ）		19／回	上記①～⑤のすべてを満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所が、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に算定 ※個別計画訓練支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない			
短期滞在加算	（Ⅰ）	180／日	心身の状況の悪化防止等、緊急の必要性が認められる者（生活訓練サービスⅢ又は同Ⅳの利用者を除く）に対し、宿泊の提供を行い、夜間における生活支援を行った場合に算定（夜勤体制を確保している場合）			
	（Ⅱ）	115／日	心身の状況の悪化防止等、緊急の必要性が認められる者（生活訓練サービス費Ⅲ又は同Ⅳを受けている利用者を除く）に対し、宿泊の提供を行い、夜間における生活支援を行った場合に算定（宿直体制を確保している場合）			
日中支援加算		270／日	日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している等の利用者が、宿泊型自立訓練事業所において昼間に必要な支援を行った場合			
通勤者生活支援加算		18／日	利用者の50%以上が通常の事業所に雇用されている宿泊型自立訓練事業所において、日中、職場における相談支援や日常生活支援等を実施している場合			
入院時支援特別加算	イ	561／回	宿泊型自立訓練の利用者が病院等へ入院した際、いずれかの職種の者が、自立訓練計画に基づき、病院等を訪問し（少なくとも1回以上）、連絡調整、被服の準備、その他日常生活上の支援を行った場合に算定（入院期間が3日以上7日未満、月に1回まで）			
	ロ	1122／回	宿泊型自立訓練の利用者が病院等へ入院した際、いずれかの職種の者が、自立訓練計画に基づき、病院等を訪問し（少なくとも1回以上）、連絡調整、被服の準備、その他日常生活上の支援を行った場合に算定（入院期間が7日以上、月に1回まで）			
長期入院時支援特別加算		76／日	宿泊型自立訓練の利用者が病院等へ入院した際、いずれかの職種の者が、自立訓練計画に基づき、病院等を訪問し、連絡調整、被服の準備、その他日常生活上の支援を行った場合に算定（月に2日を超える期間について算定、入院初日から3月に限る） ※入院時支援特別加算が算定されている月を除く			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
帰宅時支援加算	イ	187／日	宿泊型自立訓練の利用者について、自立訓練計画に基づき、その帰省等の外泊に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定（外泊期間が3日以上7日未満、月に1回まで）			
	ロ	374／日	宿泊型自立訓練の利用者について、自立訓練計画に基づき、その帰省等の外泊に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定（外泊期間が7日以上、月に1回まで）			
長期帰宅時支援加算		25／日	宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練計画に基づき、家族の居宅等に外泊した場合に算定（月に2日を超える場合に算定。外泊初日から3月に限る） ※帰宅時支援加算が算定されている月を除く			
地域移行加算		500／回	宿泊型自立訓練の利用者及びその家族に対し、退所後の居住の場の確保、障害福祉サービス等の相談援助及び利用調整等を行った場合に算定（利用中に2回、退所後30日以内に1回を限度） ※退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合を除く			
地域生活移行個別支援特別加算		670／日	次の（１）の基準を満たす宿泊型自立訓練事業所において、 （２）の利用者に対し、特別な支援に対応した自立訓練計画に基づき、地域生活のための相談援助、個別支援を行った場合に算定 （１）施設基準（厚生労働大臣が定める基準） ①社会福祉士・精神保健福祉士または公認心理士のいずれかの資格を有する職員を、基準上配置している生活支援員に加え、1人以上配置していること ②医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障がい者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること ③保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること （２）利用者（厚生労働大臣が定める基準） ①医療観察法に基づく、入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から3年を経過しない者 ②刑務所からの出所に伴い、障がい者等の地域生活の定着支援を目的とした依頼に基づき受け入れた者であって、3年を経過しない者			
精神障害者地域移行特別加算		300／日	次のいずれも満たす場合に算定 (1)運営規程で主たる対象とする障がい者の種類に精神障がい者を含んでいる (2)指定基準により配置すべき従業者のうち、社会福祉士等を1人以上配置している (3)上記(2)の従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障がい者（退院してから1年以内に限る）に対して、①自立訓練（生活訓練）計画を作成、②地域で生活するために必要な相談援助・個別支援を実施した ※地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定しない			
強度行動障害者地域移行特別加算		300／日	次のいずれも満たす場合 (1)別に厚生労働大臣が定める施設基準（※1）を満たしている (2)障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障がい者（※2）（退所してから1年以内に限る）に対し、自立訓練計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助・個別支援を実施した ※1 別に厚生労働大臣が定める施設基準 次のいずれも満たす施設 ①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1名以上配置している ②強度行動障害支援者養成（基礎研修）又は行動援護従業者養成研修を終了した生活支援員の割合が100分の20以上である ※2 強度行動障がい者 認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上である者			
利用者負担上限額管理加算		150／月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
食事提供体制加算	(Ⅰ)	48／日	収入が一定額以下の利用者（短期滞在加算対象者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る）に対して、事業所が原則当該施設内の調理室を使用し、次の①から③までいずれも該当した場合 ①栄養士等が献立作成に関わることは、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の栄養士等が栄養面を確認した献立である。 ②利用者ごとの摂食量を記録する。 ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6か月ごと記録する。			
	(Ⅱ)	30／日	収入が一定額以下の利用者（（Ⅰ）の対象者を除く）に対して、事業所が原則当該施設内の調理室を使用し、次の①から③までいずれも該当した場合 ①栄養士等が献立作成に関わることは、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の栄養士等が栄養面を確認した献立である。 ②利用者ごとの摂食量を記録する。 ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6か月ごと記録する。			
緊急時受入加算		100／日	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合			
集中的支援加算		1000／日	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月4回を限度として単位数を加算する。			
精神障害者 退院支援施設加算	(Ⅰ)	180／日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障がい者等に対して、居住の場を提供した場合に算定（夜勤体制を確保している場合）			
	(Ⅱ)	115／日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障がい者等に対して、居住の場を提供した場合に算定（宿直体制を確保している場合）			
夜間支援等体制加算 (宿泊型自立訓練に限る)	(Ⅰ) 夜勤体制を確保	448／日	夜間支援対象利用者が3人以下			
		269／日	夜間支援対象利用者が4人以上6人以下			
		168／日	夜間支援対象利用者が7人以上9人以下			
		122／日	夜間支援対象利用者が10人以上12人以下			
		96／日	夜間支援対象利用者が13人以上15人以下			
		79／日	夜間支援対象利用者が16人以上18人以下			
		67／日	夜間支援対象利用者が19人以上21人以下			
		58／日	夜間支援対象利用者が22人以上24人以下			
		52／日	夜間支援対象利用者が25人以上27人以下			
		46／日	夜間支援対象利用者が28人以上30人以下			
	(Ⅱ) 宿直体制を確保	149／日	夜間支援対象利用者が3人以下			
		90／日	夜間支援対象利用者が4人以上6人以下			
		56／日	夜間支援対象利用者が7人以上9人以下			
		41／日	夜間支援対象利用者が10人以上12人以下			
		32／日	夜間支援対象利用者が13人以上15人以下			
		26／日	夜間支援対象利用者が16人以上18人以下			
		22／日	夜間支援対象利用者が19人以上21人以下			
		19／日	夜間支援対象利用者が22人以上24人以下			
		17／日	夜間支援対象利用者が25人以上27人以下			
		15／日	夜間支援対象利用者が28人以上30人以下			
	(Ⅲ)	10／日	夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
看護職員配置加算	(Ⅰ)	18／日	看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所等において自立訓練（生活訓練）を行った場合に算定 ※当該加算の算定対象となる事業所は医療連携体制加算の算定対象外			
	(Ⅱ)	13／日	看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所等において宿泊型自立訓練を行った場合に算定 ※当該加算の算定対象となる事業所は医療連携体制加算の算定対象外			
送迎加算	(Ⅰ)	21／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定に算定 ※利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合 ※別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、100分の70に相当する単位数を算定			
	(Ⅱ)	10／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している）又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定 ※別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、100分の70に相当する単位数を算定			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ) (初日～5日目)	500／日	障害者支援施設等で自立訓練（生活訓練）を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った			
	(Ⅱ) (6日目～15日目)	250／日				
	地域生活拠点等の場合	(Ⅰ) (Ⅱ)に加えて 50／日				
社会生活支援特別加算		480／日	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、特別な支援に対応した自立訓練計画に基づき、医療観察法対象者等の支援を行った場合に算定（支援開始日から起算して3年以内（※1）の期間（※2）算定する） ※1 医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が就労するまで ※2 他の指定障害福祉サービスを行う事業所で社会生活支援特別加算を算定した期間を含む			
就労移行支援体制加算	利用定員が20人以下	54／日	自立訓練（生活訓練）を経て企業等に就労し、就労を継続している期間が6か月に達している者が1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出て自立訓練（生活訓練）を行った場合に算定 ※1日につき当該自立訓練（生活訓練）を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に、就労定着者の数を乗じて得た数を加算			
	利用定員が21人以上40人以下	24／日				
	利用定員が41人以上60人以下	13／日				
	利用定員が61人以上80人以下	9／日				
	利用定員が81人以上	7／日				

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 6. 7 % を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	(Ⅱ)	所定単位の 4. 9 % を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	(Ⅲ)	所定単位の 2. 7 % を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） 【令和6年5月31日まで算定可能】			
※（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。 【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている 【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象） 【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること						
福祉・介護職員等特定 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 4. 0 % を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定 ※（Ⅱ）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	(Ⅱ)	所定単位の 3. 6 % を加算				
福祉・介護職員等 ベースアップ等支援加算		所定単位の 1. 8 % を加算	（旧）福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗じて算出した額の3分の2以上の基本給等の引き上げを実施する場合 （令和6年3月31日時点で同加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することの誓約により、加算の届出における具体的な賃金改善額等の記載は不要） 【令和6年5月31日まで算定可能】			
福祉・介護職員等 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 13. 8 % を加算	・加算(Ⅱ)の要件に加え ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。			
	(Ⅱ)	所定単位の 13. 4 % を加算	・加算(Ⅲ)の要件に加え ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・改善環境の更なる改善、見える化			
	(Ⅲ)	所定単位の 9. 8 % を加算	・加算(Ⅳ)の要件に加え ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備			
	(Ⅳ)	所定単位の 8. 0 % を加算	・加算(Ⅳ)の1/2（3.4%）以上を月額賃金で配分 ・職場環境の整備（職場環境等要件） ・賃金体系等の整備及び研修の実施等			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉・介護職員等 処遇改善加算	(V) (1)	所定単位の 12.0% を加算				
	(V) (2)	所定単位の 12.0% を加算				
	(V) (3)	所定単位の 11.6% を加算				
	(V) (4)	所定単位の 11.6% を加算				
	(V) (5)	所定単位の 10.2% を加算				
	(V) (6)	所定単位の 9.8% を加算				
	(V) (7)	所定単位の 9.8% を加算				
	(V) (8)	所定単位の 8.0% を加算				
	(V) (9)	所定単位の 9.4% を加算				
	(V) (10)	所定単位の 8.0% を加算				
	(V) (11)	所定単位の 6.2% を加算				
	(V) (12)	所定単位の 7.6% を加算				
	(V) (13)	所定単位の 5.8% を加算				
	(V) (14)	所定単位の 4.0% を加算				
	・所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員等処遇改善加算を除く）を算定した合計 ・令和6年6月1日から算定可能 ・福祉・介護職員等処遇改善加算（V）は、令和7年3月31日まで算定可能					

障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙 2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。
「届出」欄： 都に届出を行っている
「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある （*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

就労移行支援 施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
就労移行支援サービス費（Ⅰ）		-	支援内容、利用定員、就職後6か月以上の定着率に応じた基本報酬を算定			
就労移行支援サービス費（Ⅱ）※		-				
利用定員	20人以下	-				
	21人以上40人以下	-				
	41人以上60人以下	-				
	61人以上80人以下	-				
	81人以上	-				
就職後6か月以上の定着率	5割以上	-	※あん摩マッサージ指圧免許、はり師免許又はきゅう師免許の取得による就労移行支援を行った場合は、就労移行支援サービス費（Ⅱ）を算定			
	4割以上5割未満	-				
	3割以上4割未満	-				
	2割以上3割未満	-				
	2割以上3割未満	-				
	1割以上2割未満	-				
	0割以上1割未満	-				
	定着率が0	-				
地方公共団体が設置している場合		965/1000	地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所等の場合			
定員超過利用減算		70/100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の150% ②定員51人以上：(定員-50)×125%+75 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 (注) (注) 定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合			
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ●1割を超えて欠如した場合は、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ●1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間			
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算			
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50／100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
就労移行支援計画未作成減算	就労移行支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70／100	就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算		
	就労移行支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50／100	3か月以上連続して就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算		
標準利用期間超過減算		95／100	事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間（2年。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年又は5年）を6か月以上を超える場合に減算		
身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1％を減算	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算		
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1％を減算	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1％減算 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
業務継続計画未作成減算		所定単位の1％を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 ※ただし、令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。		
情報公表未公表減算		所定単位の5％を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(Ⅰ)	51／日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。		
	(Ⅱ)	41／日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。		
高次脳機能障害者支援体制加算		41／日	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上あって、高次脳機能障害者支援者養成研修を終了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合		
初期加算		30／日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内について加算		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
訪問支援 特別加算	所要時間 1 時間未満	1 8 7 / 日	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかった際、計画に基づき、利用者の同意を得て、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定（月に2回まで）			
	所要時間 1 時間以上	2 8 0 / 日				
利用者負担上限額管理加算		1 5 0 / 月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定			
食事提供体制加算		3 0 / 日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則当該施設内の調理室を使用し、次の①から③までいずれも該当した場合 ①栄養士等が献立作成に関わること又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の栄養士等が栄養面を確認した献立である。 ②利用者ごとの摂食量を記録する。 ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6か月ごと記録する。			
緊急時受入加算		1 0 0 / 日	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合			
集中的支援加算	(Ⅰ)	1 0 0 0 / 日	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月4回を限度として単位数を加算する。			
	(Ⅱ)	5 0 0 / 日	指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の機関について1日につき単位数を加算する。 ※（Ⅱ）を算定する場合は、（Ⅰ）も算定可能。			
精神障害者退院 支援施設加算	(Ⅰ)	1 8 0 / 日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、居住の場を提供した場合に算定（ <u>夜勤体制を確保している場合</u> ）			
	(Ⅱ)	1 1 5 / 日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、居住の場を提供した場合に算定（ <u>宿直体制を確保している場合</u> ）			
福祉専門職員配置 等加算	(Ⅰ)	1 5 / 日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所に算定			
	(Ⅱ)	1 0 / 日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所に算定			
	(Ⅲ)	6 / 日	職業指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所に算定			
欠席時対応加算		9 4 / 回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合に算定（月に4回まで）			
医療連携体制加算	(Ⅰ)	3 2 / 日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする）			
	(Ⅱ)	6 3 / 日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする）			
	(Ⅲ)	1 2 5 / 日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする）			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
医療連携体制加算	(Ⅳ)	800／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が1人の場合			
		500／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が2人の場合			
		400／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が3人以上8人未満の場合			
	(Ⅴ)	500／日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算			
	(Ⅵ)	100／日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合			
就労支援関係研修修了加算		6／日	就労支援の従事者として1年以上の実務経験を有し、次の「厚生労働大臣が定める研修」を修了した就労支援員を配置している場合に算定 ※就労定着者の割合が零である場合は算定しない 【厚生労働大臣が定める研修】 ①地域障害者職業センターにおいて、就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎知識及び技能を習得させるものとして行う研修 ②独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第1号職場適応援助者養成研修及び厚生大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修 ③都道府県知事が前2号と同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し認められた研修			
移行準備支援体制加算		41／日	前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の50%を超えるものとして届け出た事業所において厚生労働省が定める基準を満たし、次のいずれかを満たした場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき加算 ①職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を越えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った ②求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター等に職員が同行して支援を行った			
送迎加算	(Ⅰ)	21／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定 ※利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合 ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。			
送迎加算	(Ⅱ)	10／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所には、平均的に定員の50%以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合 ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ) (初日～5日目)	500／日	障害者支援施設等で就労移行支援を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った			
	(Ⅱ) (6日目～15日目)	250／日				
	地域生活拠点等の場合	(Ⅰ)(Ⅱ)に加えて 50／日				

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
通勤訓練加算		800／日	事業所の従業者以外の専門職員が、視覚障がいのある利用者に対して、盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に算定			
在宅時生活支援サービス加算		300／日	居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅で支援を行った場合に算定			
社会生活支援特別加算		480／日	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、医療観察法対象者等の支援を行った場合に算定（支援開始日から起算して3年以内（※1）の期間（※2）算定する） ※1 医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が就労するまで ※2 他の指定障害福祉サービスを行う事業所で社会生活支援特別加算を算定した期間を含む			
地域連携会議実施加算	(Ⅰ)	583／回	サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、単位数を加算する。 ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。			
	(Ⅱ)	408／回	サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行ったうえで、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、単位数を加算する。 ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。			
福祉・介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位に6.4％を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	(Ⅱ)	所定単位に4.7％を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） 7 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	(Ⅲ)	所定単位に2.6％を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	※（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。 【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている					

加算・減算項目		算定単位		要件等（概要）		届出	請求	
福祉・介護職員処遇改善加算		【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）						
		【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること						
		【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること						
		【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること						
		【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	（Ⅰ）	所定単位の 1. 7% を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定 ※（Ⅱ）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所 【令和6年5月31日まで算定可能】					
	（Ⅱ）	所定単位の 1. 5% を加算						
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位の 1. 3% を加算	（旧）福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗じて算出した額の3分の2以上の基本給等の引き上げを実施する場合 （令和6年3月31日時点で同加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することの誓約により、加算の届出における具体的な賃金改善額等の記載は不要） 【令和6年5月31日まで算定可能】					
福祉・介護職員等処遇改善加算		（Ⅰ）	所定単位の 9. 0% を加算	・加算（Ⅱ）の要件に加え ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。				
		（Ⅱ）	所定単位の 8. 6% を加算	・加算（Ⅲ）の要件に加え ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・改善環境の更なる改善、見える化				
		（Ⅲ）	所定単位の 8. 8% を加算	・加算（Ⅳ）の要件に加え ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備				
		（Ⅳ）	所定単位の 8. 4% を加算	・加算（Ⅳ）の1/2（3.4%）以上を月額賃金で配分 ・職場環境の整備（職場環境等要件） ・賃金体系等の整備及び研修の実施等				
		（Ⅴ）（1）	所定単位の 9. 0% を加算					
		（Ⅴ）（2）	所定単位の 8. 6% を加算					
		（Ⅴ）（3）	所定単位の 8. 8% を加算					
		（Ⅴ）（4）	所定単位の 8. 4% を加算					

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉・介護職員等処遇改善加算	(V) (5)	所定単位の 7. 3 % を加算				
	(V) (6)	所定単位の 7. 1 % を加算				
	(V) (7)	所定単位の 6. 5 % を加算				
	(V) (8)	所定単位の 7. 3 % を加算				
	(V) (9)	所定単位の 6. 3 % を加算				
	(V) (10)	所定単位の 5. 2 % を加算				
	(V) (11)	所定単位の 5. 6 % を加算				
	(V) (12)	所定単位の 5. 0 % を加算				
	(V) (13)	所定単位の 4. 8 % を加算				
	(V) (14)	所定単位の 3. 5 % を加算				
・ 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員等処遇改善加算を除く）を算定した合計 ・ 令和6年6月1日から算定可能 ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算（V）は、令和7年3月31日まで算定可能						

障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。
「届出」欄： 都に届出を行っている
「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある （※算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

就労継続支援B型

施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）		-	就労支援体制、利用定員、平均工賃月額に応じて基本報酬を算定 ※就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）＝職員配置 6：1		
利用定員	20人以下	-			
	21人～40人	-			
	41人～60人	-			
	61人～80人	-			
	81人以上	-			
平均工賃月額	4万5000円以上	-			
	3万5000円以上 4万5000円未満	-			
	3万円以上 3万5000円未満	-			
	2万5000円以上 3万円未満	-			
	2万円以上 2万5000円未満	-			
	1万5000円以上 2万円未満	-			
	1万円以上 1万5000円未満	-			
	1万円未満	-			
就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）		-	就労支援体制、利用定員、平均工賃月額に応じて基本報酬を算定 ※就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）＝職員配置 7.5：1		
利用定員	20人以下	-			
	21人～40人	-			
	41人～60人	-			
	61人～80人	-			
	81人以上	-			
平均工賃月額	4万5000円以上	-			
	3万5000円以上 4万5000円未満	-			
	3万円以上 3万5000円未満	-			
	2万5000円以上 3万円未満	-			
	2万円以上 2万5000円未満	-			
	1万5000円以上 2万円未満	-			
	1万円以上 1万5000円未満	-			
	1万円未満	-			

加算・減算項目			算定単位	要件等（概要）	届出	請求
就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）			-	就労支援体制、利用定員、平均工賃月額に応じて基本報酬を算定 ※就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）＝職員配置 10 : 1		
利用定員	20人以下	-				
	21人～40人	-				
	41人～60人	-				
	61人～80人	-				
	81人以上	-				
平均工賃月額	4万5000円以上	-				
	3万5000円以上 4万5000円未満	-				
	3万円以上 3万5000円未満	-				
	2万5000円以上 3万円未満	-				
	2万円以上 2万5000円未満	-				
	1万5000円以上 2万円未満	-				
	1万円以上 1万5000円未満	-				
	1万円未満	-				
就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）	定員	20人以下	584／日	利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価し算定 ※就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）＝職員配置 6：1 ※就労継続支援B型サービス費（Ⅴ）＝職員配置 7.5：1 ※就労継続支援B型サービス費（Ⅵ）＝職員配置 10：1		
		21人～40人	519／日			
		41人～60人	488／日			
		61人～80人	479／日			
		81人以上	462／日			
就労継続支援B型サービス費（Ⅴ）	定員	20人以下	530／日			
		21人～40人	471／日			
		41人～60人	443／日			
		61人～80人	434／日			
		81人以上	419／日			
就労継続支援B型サービス費（Ⅵ）	定員	20人以下	484／日			
		21人～40人	430／日			
		41人～60人	398／日			
		61人～80人	390／日			
		81人以上	376／日			
地方公共団体が設置している場合			965／1000	地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所の場合		
定員超過利用減算			70／100	（1）1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の150% ②定員51人以上：（定員－50）×125%＋75 （2）過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 （注）定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
サービス提供職員 欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
就労継続支援B型計画未作成減算	就労継続支援B型計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	就労継続支援B型計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算		
	就労継続支援B型計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して就労継続支援B型計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算		
身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1%を減算	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算		
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1%を減算	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
業務継続計画未作成減算		所定単位の1%を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 ※ただし、令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。		
情報公表未公表減算		所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
短時間利用減算		所定単位の 30% を減算	就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）～（Ⅵ）を算定している事業所で、次の基準に該当する場合、所定単位の30%減算 ・平均利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上 ※ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の算定から除外する。		
緊急時受入加算		100/日	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合		
集中的支援加算		1000/日	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定就労継続支援B型事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月4回を限度として単位数を加算する。		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	（Ⅰ）	51/日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。		
	（Ⅱ）	41/日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。		
高次脳機能障害者支援体制加算		41/日	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上あって、高次脳機能障害支援者養成研修を終了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合		
就労移行支援体制加算（Ⅰ）		-	就労継続支援B型サービス（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労している者が1名以上いる場合、就労支援体制、利用定員、平均月額工賃に応じた所定単位数にその前年度実績の人数に乗じた単位数を加算 ※前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く		
就労移行支援体制加算（Ⅱ）		-			
利用定員	20人以下	-			
	21人～40人	-			
	41人～60人	-			
	61人～80人	-			
	81人以上	-			
平均工賃月額	4万5000円以上	-			
	3万5000円以上 4万5000円未満	-			
平均工賃月額	3万円以上 3万5000円未満	-			
	2万5000円以上 3万円未満	-			
	2万円以上 2万5000円未満	-			
	1万5000円以上 2万円未満	-			
	1万円以上 1万5000円未満	-			
	1万円未満	-			

加算・減算項目			算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
就労移行支援体制加算（Ⅲ）	定員	20人以下	4 2／日	就労継続支援B型サービス（Ⅳ）、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数に乗じた単位数を加算 ※前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く			
		21人～40人	1 8／日				
		41人～60人	1 0／日				
		61人～80人	7／日				
		81人以上	6／日				
就労移行支援体制加算（Ⅳ）	定員	20人以下	3 9／日				
		21人～40人	1 7／日				
		41人～60人	9／日				
		61人～80人	7／日				
		81人以上	5／日				
就労移行連携加算			1 0 0 0／回	就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者と連絡調整等を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合 ※1回に限り所定単位数を加算			
初期加算			3 0／日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して3 0日以内について加算			
訪問支援特別加算	所要時間 1時間未満	1 8 7／日	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったとき、計画に基づき、利用者の同意を得て、職員が居宅を訪問し相談援助を行った場合に算定（月に2回まで）				
	所要時間 1時間以上	2 8 0／日					
利用者負担上限額管理加算			1 5 0／月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定			
食事提供体制加算			3 0／日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者が食事を提供した場合に算定			
福祉専門職員 配置等加算	（Ⅰ）	1 5／日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所に算定				
	（Ⅱ）	1 0／日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所に算定				
	（Ⅲ）	6／日	職業指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所に算定				
欠席時対応加算			9 4／回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに、利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合に算定（月に4回まで）			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
医療連携体制加算	(Ⅰ)	32／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合	/		
	(Ⅱ)	63／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	/		
	(Ⅲ)	125／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合	/		
	(Ⅳ)	800／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が1人の場合	/		
		500／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が2人の場合	/		
		400／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が3人以上8人未満の場合	/		
	(Ⅴ)	500／日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算	/		
	(Ⅵ)	100／日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に算定	/		
重度者支援体制加算	(Ⅰ)	利用定員 20人以下	前年度において障害基礎年金1級受給者が、当該年度の利用者数の50%以上いる場合に算定			
		利用定員 21人～40人				
		利用定員 41人～60人				
		利用定員 61人～80人				
		利用定員 81人以上				
	(Ⅱ)	利用定員 20人以下	前年度において障害基礎年金1級受給者が、当該年度の利用者数の25%以上50%未満いる場合に算定			
		利用定員 21人～40人				
		利用定員 41人～60人				
		利用定員 61人～80人				
		利用定員 81人以上				

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
目標工賃達成指導員配置加算	利用定員 20人以下	45／日	次のいずれも満たす場合に算定 ①各都道府県が作成した「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している ②指定基準上の職員配置が常勤換算方法で、6:1以上、かつ、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員を加えた職員配置が常勤換算方法で5:1以上である ※目標工賃達成指導員…「工賃向上計画」に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員			
	利用定員 21人～40人	40／日				
	利用定員 41人～60人	38／日				
	利用定員 61人～80人	37／日				
	利用定員 81人以上	36／日				
目標工賃達成加算		10／日	目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算			
送迎加算	(Ⅰ)	21／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定 ※利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合			
	(Ⅱ)	10／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所は平均的に定員の50%以上が利用している）又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ) (初日～5日目)	500／日	障害者支援施設等で就労継続支援B型を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った			
	(Ⅱ) (6日目～15日目)	250／日				
	地域生活拠点等の場合	(Ⅰ)(Ⅱ)に加えて 50／日				
在宅時生活支援サービス加算		300／日	居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅で支援を行った場合に算定			
社会生活支援特別加算		480／日	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、医療観察法対象者等の支援を行った場合に算定（支援開始日から起算して3年以内（※1）の期間（※2）算定する） ※1 医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が就労するまで ※2 他の指定障害福祉サービスを行う事業所で社会生活支援特別加算を算定した期間を含む			
地域協働加算		30／日	就労継続支援B型サービス（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している事業所において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と共同で行う取組みによりサービスを行うとともに、当該サービスに係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合 ※サービスを受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
ピアサポート実施加算		100/月	次の①から③までのいずれにも該当する事業所において、障がい者または障がい者であったと都道府県が認める者である従業者であって、地域生活支援事業として行われるピアサポート研修の課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者が、利用者に対して就労及び生産活動について、経験に基づき相談援助を行った場合 ①就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を算定していること ②ピアサポート研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者を事業所の従業者として2名以上（うち1名は障がい者等とする）配置すること ③②のいずれかの者により、事業所の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること			
【旧3加算】 福祉・介護職員 処遇改善加算	（Ⅰ）	所定単位の 5.4% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）			
	（Ⅱ）	所定単位の 4.0% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）			
	（Ⅲ）	所定単位の 2.2% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）			
	※（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。 【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている 【令和6年5月31日まで算定可能】					
	【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）					
	【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること					
【旧3加算】 福祉・介護職員等特定 処遇改善加算	（Ⅰ）	所定単位の 1.7% を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定 ※（Ⅱ）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	（Ⅱ）	所定単位の 1.5% を加算				
【旧3加算】 福祉・介護職員等 ベースアップ等支 援加算		所定単位の 1.3% を加算	（旧）福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗じて算出した額の3分の2以上の基本給等の引き上げを実施する場合 （令和6年3月31日時点で同加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することの誓約により、加算の届出における具体的な賃金改善額等の記載は不要） 【令和6年5月31日まで算定可能】			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
【新加算】 福祉・介護職員等 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 9. 3 % を加算	・加算(Ⅱ)の要件に加え ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置 していること。			
	(Ⅱ)	所定単位の 9. 1 % を加算	・加算(Ⅲ)の要件に加え ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・改善環境の更なる改善、見える化			
	(Ⅲ)	所定単位の 7. 6 % を加算	・加算(Ⅳ)の要件に加え ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備			
	(Ⅳ)	所定単位の 6. 2 % を加算	・加算(Ⅳ)の1/2以上を月額賃金で配分 ・職場環境の整備（職場環境等要件） ・賃金体系等の整備及び研修の実施等			
	(Ⅴ) (1)	所定単位の 8. 0 % を加算				
	(Ⅴ) (2)	所定単位の 7. 9 % を加算				
	(Ⅴ) (3)	所定単位の 7. 8 % を加算				
	(Ⅴ) (4)	所定単位の 7. 7 % を加算				
	(Ⅴ) (5)	所定単位の 6. 6 % を加算				
	(Ⅴ) (6)	所定単位の 6. 4 % を加算				
	(Ⅴ) (7)	所定単位の 6. 1 % を加算				
	(Ⅴ) (8)	所定単位の 6. 3 % を加算				
	(Ⅴ) (9)	所定単位の 5. 9 % を加算				
	(Ⅴ) (10)	所定単位の 4. 8 % を加算				
	(Ⅴ) (11)	所定単位の 4. 9 % を加算				
	(Ⅴ) (12)	所定単位の 4. 6 % を加算				
	(Ⅴ) (13)	所定単位の 4. 4 % を加算				
	(Ⅴ) (14)	所定単位の 3. 1 % を加算				
・所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員等処遇改善加算を除く）を算定した合計 ・令和6年6月1日から算定可能 ・福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）は、令和7年3月31日まで算定可能						

障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙 2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある （*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

就労定着支援

施設（事業所）名： _____

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
就労定着支援サービス費	就労定着率9割5分以上	3 5 1 2 / 月	利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、就労定着率に応じ算定			
	就労定着率9割以上9割5分未満	3 3 4 8 / 月				
	就労定着率8割以上9割未満	2 7 6 8 / 月				
	就労定着率7割以上8割未満	2 2 3 4 / 月				
	就労定着率5割以上7割未満	1 6 9 0 / 月				
	就労定着率3割以上5割未満	1 4 3 3 / 月				
	就労定着率3割未満	1 0 7 4 / 月				
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	7 0 / 1 0 0	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間			
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	5 0 / 1 0 0	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算			
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	7 0 / 1 0 0	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算			
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	5 0 / 1 0 0	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算			
就労定着支援計画未作成減算	就労定着支援計画が作成されていない期間が3か月未満	7 0 / 1 0 0	就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算			
	就労定着支援計画が作成されていない期間が3か月以上	5 0 / 1 0 0	3か月以上連続して就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算			
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1%を減算	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
業務継続計画未作成減算		所定単位の 1 % を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 ※ただし、令和7年3月31日までの間は、減算を適用しない。		
情報公表未公表減算		所定単位の 5 % を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。		
支援体制構築未実施減算		所定単位の 10 % を減算	就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引継のための以下の措置を講じていない場合に、所定単位の10%減算 ①要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任 ②要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報尾共有の状況に係る記録の作成及び保存		
地域連携会議実施加算	(Ⅰ)	579／回	関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、単位数を加算する。 ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。		
	(Ⅱ)	405／回	関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行ったうえで、当該指定就労定着支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、単位数を加算する。 ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。		
初期加算		900／日	生活介護等と一体的に運営される指定就労定着支援事業所で、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された利用者に対して、新規に就労定着支援計画を作成し、サービス提供を行った場合に算定（利用開始月について、1回限り）		
就労定着実績体制加算		300／日	過去6年間のサービス利用修了者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している（していた）者の占める割合が、前年度に100分の70以上である場合に算定		
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算		120／月	次の「厚生労働大臣が定める研修」を修了した就労支援員を配置している場合に算定 【厚生労働大臣が定める研修】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第1号職場適応援助者養成研修及び厚生大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修		
利用者負担上限額管理加算		150／月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉・介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の6.4%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	(Ⅱ)	所定単位の4.7%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） 7 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	(Ⅲ)	所定単位の2.6%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	※（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。 【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている					
福祉・介護職員処遇改善加算	【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象） 【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	所定単位の1.7%を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定 ※（Ⅱ）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所 【令和6年5月31日まで算定可能】				
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位の1.3%を加算	（旧）福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗じて算出した額の3分の2以上の基本給等の引き上げを実施する場合 （令和6年3月31日時点で同加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することの誓約により、加算の届出における具体的な賃金改善額等の記載は不要） 【令和6年5月31日まで算定可能】				
福祉・介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の10.3%を加算	・加算(Ⅱ)の要件に加え ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。			
	(Ⅱ)	所定単位の0%を加算	・加算(Ⅲ)の要件に加え ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・改善環境の更なる改善、見える化			
	(Ⅲ)	所定単位の8.6%を加算	・加算(Ⅳ)の要件に加え ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備			
	(Ⅳ)	所定単位の6.9%を加算	・加算(Ⅳ)の1/2（3.4%）以上を月額賃金で配分 ・職場環境の整備（職場環境等要件） ・賃金体系等の整備及び研修の実施等			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉・介護職員 等処遇改善加 算	(V) (1)	所定単位の 9.0% を加算				
	(V) (2)	所定単位の 8.6% を加算				
	(V) (3)	所定単位の 0% を加算				
	(V) (4)	所定単位の 0% を加算				
	(V) (5)	所定単位の 7.3% を加算				
	(V) (6)	所定単位の 0% を加算				
	(V) (7)	所定単位の 6.5% を加算				
	(V) (8)	所定単位の 7.3% を加算				
	(V) (9)	所定単位の 0% を加算				
	(V) (10)	所定単位の 5.2% を加算				
	(V) (11)	所定単位の 5.6% を加算				
	(V) (12)	所定単位の 0% を加算				
	(V) (13)	所定単位の 4.8% を加算				
	(V) (14)	所定単位の 3.5% を加算				
	・所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員等処遇改善加算を除く）を算定した合計 ・令和6年6月1日から算定可能 ・福祉・介護職員等処遇改善加算（V）は、令和7年3月31日まで算定可能					